

第35回国民文化祭・みやざき2020
第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会
アートフェスティバル実施運営計画書作成業務委託提案競技
(プロポーザル方式)仕様書

第35回国民文化祭宮崎県実行委員会
第20回全国障害者芸術・文化祭実行委員会事務局

本仕様書は、「第35回国民文化祭・みやざき2020」「第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会」の開催に向けたアートフェスティバルの実施運営計画書を作成するために必要な事項を定めるものである。

1 業務名

「第35回国民文化祭・みやざき2020」「第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会」アートフェスティバル実施運営計画書作成業務

2 業務の目的

国民一般の各種の文化活動を全国的な規模で発表する場を提供すること等により、文化活動への参加の意欲を喚起し、新しい芸能、文化の創造を促し、併せて地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活のより一層の充実に資すること及び障がいのある人の芸術や文化活動への参加を通じて、その方々の生きがいや自信を創出し、自立と社会参加を促進し、障がいに対する国民及び県民の理解と認識を深めることを目的とし、令和2年秋に「第35回国民文化祭・みやざき2020」「第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会」を一体開催する。

本大会においては5つの基本方針（テーマ）を掲げている。

- ・基本方針（テーマ）：
 - ① 「神話の源流みやざき」の探究
 - ② すべての県民が参画し、若い世代が輝く
 - ③ 新しい出会いから始まる文化の創造
 - ④ 共に生きる 共に感じる 文化で紡ぐ共生社会
〔障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するとともに、新しいボーダレスな芸術文化を創造する。〕
 - ⑤ 「ひなた」に育まれた食と暮らし そして世界へ

上記目的及び基本方針（テーマ）（特に④）の実現に向けて、「第35回国民文化祭・みやざき2020」「第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会」における下記アートフェスティバルについて、円滑かつ確実に実施するための実施運営計画の策定を行う。

行事	実施日	場所
アートフェスティバル	令和2年10月25日（日） ※予定	中心市街地（一番街商店街、若草通商店街、アートセンター等を含む）

3 契約期間

契約締結の日から令和2年3月13日（金）まで

4 業務内容

業務の内容は、次に掲げる(1)から(3)とする。

なお、実施運営計画書（案）は以下の点を念頭において作成すること。

- ・企画提案書の作成に当たっては、「全国障害者芸術・文化祭企画運営委員会資料（アートフェスティバル案）」の内容を参考に、より魅力的で工夫を凝らした具体的提案をすること。
※なお、「全国障害者芸術・文化祭企画運営委員会資料（アートフェスティバル案）」は参加表明書を提出した者にのみ提供する。
- ・国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭の一体開催の意義が反映されたものとする。
- ・障がい者に配慮した計画を提案すること。
- ・地元商店街や関係団体と連携できる体制で臨むこと。

(1) アートフェスティバルに係る実施運営計画の提案

①日時・会場

日時：令和2年10月25日（日） 午後（予定）

場所：宮崎市中心市街地

②構成内容（案）

- ア アートとダンスを融合したステージイベント
- イ アートに親しむイベント
- ウ アーケード等を活用したマルシェ等
- ③イメージ図
イベント全体をイメージできる図面を作成すること（計3点程度）。
- ④出演者等
出演者及び司会者の候補者を提案すること（プロデューサーの提案は不要）。
※前掲のとおり、国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭の一体開催の意義が反映されたものとする。
- ⑤会場レイアウト等
会場（会場内および会場周辺）のレイアウト、舞台・会場装飾の提案を行うこと。
※障がい者に配慮した会場の提案を行うこと。
- ⑥運営計画
ア ステージ、受付、誘導、および警備等運営面の提案を行うこと。
イ 業務フロー、緊急時（荒天、災害・緊急対応等）対応などの提案を行うこと。
ウ 運営組織体制（図）、スタッフ構成などの提案を行うこと。
エ スタッフの役割および必要人数の提案を行うこと。
オ 輸送、駐車場の提案を行うこと。
- ⑦警備計画
会場周辺の交通規制等の提案を行うこと。
- ⑧準備スケジュール
各項目の開催当日までの準備スケジュールを作成すること。
- ⑨準備経費、実施経費（詳細）
令和2年度の準備経費および実施経費を算出すること。
- ⑩その他、実施運営計画書（案）の作成に当たり、委託者が指示する事項。

(2) 実施運営計画書（案）の作成

上記、(1)を踏まえ、実施運営計画書（案）を作成し、提出すること。

なお、提出にあたっては、別途指示する日までに原稿案を委託者に提出し、その内容について十分調整すること。

(3) その他留意事項

上記(1)⑨の実施経費には、脚本、演出、音楽の作曲・編集、練習会、リハーサル及び本番の実施（会場使用料、会場設営、撤去費、仮設設備費、照明・音響・映像等舞台備品、大道具・小道具、美術及び衣装に係る経費等）事業実施に係る案内・招待業務、当日要員（司会、ディレクター、オペレーター、スタッフ、警備員等）、出演者に係る出演・旅費・宿泊経費等一切の経費を含むものとする（この実施経費以外に後日、アートフェスティバルに係る経費が追加発生しないよう先に示す以外に追加項目があれば漏れなく提案すること）。

ただし、実施経費の設定金額は、アートフェスティバル全て含めて10,000千円（消費税および地方消費税の額を含む。）を限度額とする。

※この限度額は、あくまで企画提案上の事業規模を示すためであり、次年度の発注額を示したものではない。

5 業務の進め方

- (1) 受託者は、業務に先立ち業務実施スケジュール・体制計画等を作成し、委託者の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 受託者は、委託者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、委託者との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (3) 適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施に当たっては、進捗状況および今後の進め方等を委託者に逐次報告するほか、必要に応じて委託者と打ち合わせ

を行うこと。

- (4) 本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者の指示を受けて処理すること。
- (5) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。また、委託者からの要請に応じて、別途開催される会議がある場合には、必要な資料を提供するとともに、必要に応じて出席すること。
- (6) 業務において個人情報を取扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

6 成果物の納品

以下のものを納品すること。

(1) 成果物

- ①実施運営計画書（案） 10部
（日本工業規格A4判縦で簡易製本とし、写真等は適宜カラー印刷とする）
- ②実施運営計画書（案）のデータを記録した電子データ
（DVD-R） 各1枚
- ③所要経費の見積（A4・様式任意） 1式

(2) 納品場所

第35回国民文化祭宮崎県実行委員会、第20回全国障害者芸術・文化祭実行委員会事務局
（宮崎県総合政策部国民文化祭・障害者芸術文化祭課内）

(3) 納期

中間報告：令和元年11月頃

※このほか、委託者が適宜報告を求めることがある。

最終報告：令和2年3月13日（金）

※提出に当たっては、随時委託者と協議を行い、その内容について十分に調整すること。

7 付記事項

(1) 受託者企画案の調整

当該企画案は、委託者と受託者の協議により調整できるものとする。

(2) 権利義務等の譲渡等

委託者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができるものとする。

8 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 納入される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

9 貸与資料

委託者が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば受託者に貸与するものとする。受託者は、委託者の指示に従い、借用書を委託者に提出のうえ資料の貸与を受けるとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を委託者に返却しなければならない。

10 秘密の遵守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはな

らない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。委託者より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

11 補則

本仕様書に疑義のある場合、並びに定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上決定するものとする。

以上